

令和7年度「三重の里いなか旅のススメ」ウェブサイト更新業務委託
仕様書

1 目的

受託者は、農泊に取り組む地域や交流・体験施設を取材し、県が構築・運用している「三重の里いなか旅のススメ」ウェブサイト（以下「本サイト」という。URL: <https://www.sato.pref.mie.lg.jp/>）の掲載内容を更新する。

追加する記事の内容は、農泊（農山漁村滞在型旅行）に取り組む地域や交流・体験施設を運営する人の思いが伝わり、受け手側の共感が生まれるような記事とする。

これにより、本サイトの充実を図り、農山漁村の交流人口増加につなげる。

2 委託業務名

令和7年度「三重の里いなか旅のススメ」ウェブサイト更新業務委託

3 委託期間

契約日から令和8年3月19日（木）

4 業務内容

（1）記事制作関連業務（企画、調査、取材、編集、アップロード）

① 記事制作の内容

ア) 「みえの農泊（農山漁村滞在型旅行）」に取り組む新地域の情報追加（1地域）

- ・掲載先ページ：みえの農泊 <https://www.sato.pref.mie.lg.jp/nohaku/>
- ・掲載内容：「一般社団法人ここテラス」の概要、写真（各5～8枚）、お問い合わせ先、住所、電話番号、ホームページ。概要は、250字程度（200字以上）。体裁は、掲載済み地域の情報と同様の体裁とすること。ホームページ URL は、受託者が「一般社団法人ここテラス」の意向を聞いて、同法人が指定するページの URL とすること。

（参考）

「一般社団法人ここテラス」ホームページ

<https://kokoterrace.com/index.html>

イ) 「みえの農泊（農山漁村滞在型旅行）」ページの更新

- ・概要、お問い合わせ先、住所、電話、ホームページアドレス等について、最新情報に更新すること。

ウ) 「特集記事」に掲載する本サイト掲載施設の交流・体験施設を運営する人のインタビューページ（4施設）

- ・掲載先ページ：特集記事 https://www.sato.pref.mie.lg.jp/feature_news/
- ・掲載施設：北勢エリア「okudo 中村舎」、津エリア「WOODs LandMio」、伊勢志摩エリア「寶鯛の食堂 日々」、松阪エリア「宿泊・食事・喫茶 奥松阪」
※本サイト掲載施設のうち、特集記事に未掲載の施設から三重県にて選定本サイト掲載施設とは、次に掲載の施設を指す。

<https://www.sato.pref.mie.lg.jp/facility/>

- ・制作記事のイメージ：施設を運営する人がどんな思いで施設を運営しているのか、地域との連携、今後の夢などについてインタビュー記事を制作する。写真

各 10～20 枚、各 3,000 字程度（2,400 字以上）。インタビュー形式で掲載。本サイト閲覧者が見やすいよう、特集記事の構成・体裁（特集記事見出し・話し手の表記・写真キャプション・取材先・取材日・フォント等）は、掲載済みの特集記事と同様のものとする。

- ・受託者は、県が三重の里いなか旅のスズメインスタグラムに投稿するための概略文章（テキストデータ＋必要であれば絵文字）を作成する。絵文字の使用は任意。Word ファイルで納品すること。200 字程度（160 字以上）。ハッシュタグについては県が考えて付けるため、作成不要。なお、写真については、県が、記事のものを使用するので、インスタグラム投稿用に別途納品する必要はない。

- ② 記事（上記①ア）・イ）・ウ）の情報・記事（写真を含む）をいう。以下同じ）の制作に必要な情報収集や調査を行う。
- ③ 取材先への調整（取材の許可、取材日の決定、記事内容の校正等）、取材、写真撮影を行う。
- ④ 記事を編集し、県の校正（2 回以上）を受けたうえで、指定されたサイト等へ記事等のアップロードを行う。「みえの農泊」ページに関しては、県がアップロードを行うので、受託者のアップロード作業は不要。完成データを納品すること。「特集記事」ページに関しては、本サイトで使用している CMS（WordPress）上で行う。契約後、「三重の里いなか旅のスズメ 特集記事編集者用マニュアル」を貸与する。
- ⑤ その他記事配信全般に係る調整を行う。

（2） 地図の更新

- ① 「みえの農泊」ページに関しては、地図上に新地域（「一般社団法人ここテラス」）の情報を追加すること。
- ② 「みえの農泊」ページに掲載されている地図上の「地域名」をクリックすると、同ページ内の当該地域の情報掲載部分に移動するようリンク設定を行うこと。
- ③ 「みえの農泊」ページに掲載されている地図のデジタルデータは、県から該当ページの編集に必要なデータ（ai ファイル）を契約後貸与する。

5 県に納品する成果品

（1） 外部記録媒体

- ・本業務にかかるすべてのデジタルデータが入った USB メモリ等
- ・デジタルデータのファイル形式は、Word、Excel、html、php、JPG、PNG、ai、PDF 形式とする。PDF に変換する前のファイル形式でも納品すること。

（2） 書類

- ・本業務の実施内容が分かる業務完了報告書

6 業務実施の条件

- （1）業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- （2）委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。

注意事項

- ・仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、県と協議の上行うものとする。
- ・業務遂行上知り得た個人情報及び三重県庁業務の一切について、本業務のみに利用するものとし、契約期間中または契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。
- ・この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守ること。
- ・記事の内容について、取材対象者の確認、掲載了承を取ること。
- ・本業務によりウェブサイト上で公開する記事（写真を含む）のうち、第三者に著作権が留保されているもの、著作者人格権、肖像権については、県の農泊推進に係るホームページでの公開にあたり支障がないよう、受託者において当該第三者から必要な許諾を得るものとする。

本業務によって受託者が作成した著作物の著作権は、県に帰属するものとし、詳細は契約書の規定による。

本業務によって受託者が作成した著作物の著作者人格権については、契約書の規定による。

- ・委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により県の承認を得た場合はこの限りでない。
- ・詳細については、契約後、県と適宜打ち合わせを行うこととする。
- ・委託期間内においては月1回以上、三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- ・委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。